

議案第 17 号

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>（受給者証等の提示）</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保健医療機関又は保険薬局等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りではない。</u></p>	<p>（受給者証の提示）</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。